

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 1—3 4（人事管理文書の保存期間）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則 1—3 4（人事管理文書の保存期間）の運用について（平成 1 8 年 1 2 月 1 5 日 事 企 法 一 六 六 八）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 5 年 1 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲み又は傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲み又は傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 人事院規則 1—3 4（人事管理文書の保存期間）（以下「規則 1—3 4」という。）第 3 条の人事院が定める人事管理文書（規則 1—3 4 第 2 条に規定する人事管理文書をいう。以下同じ。）は、次	1 人事院規則 1—3 4（人事管理文書の保存期間）（以下「規則 1—3 4」という。）第 3 条の人事院が定める人事管理文書（規則 1—3 4 第 2 条に規定する人事管理文書をいう。以下同じ。）は、次

の表に掲げる人事管理文書とし、その保存期間は、その区分に応じ、それぞれ同表の基準日の欄に掲げる日の属する年度の翌年度の4月1日（同日以外の日を起算日とすることが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、同欄に掲げる日から1年以内の日）から起算して同表の保存期間の欄に掲げる期間（当該期間以上の期間保存することが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、当該期間以上の期間）とする。

人事管理文書の区分		基準日	保存期間
(略)	(略)	(略)	(略)
国と民間	(略)	(略)	(略)
企業との間の人事交流の運用について（平成26年5月29日人企一60）	官民人事交流法第8条関係第3項の交流派遣の期間の延長に係る事項を記載した書類	人事交流の終了した日	3年
	官民人事交流法第		

の表に掲げる人事管理文書とし、その保存期間は、その区分に応じ、それぞれ同表の基準日の欄に掲げる日の属する年度の翌年度の4月1日（同日以外の日を起算日とすることが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、同欄に掲げる日から1年以内の日）から起算して同表の保存期間の欄に掲げる期間（当該期間以上の期間保存することが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、当該期間以上の期間）とする。

人事管理文書の区分		基準日	保存期間
(略)	(略)	(略)	(略)
国と民間	(略)	(略)	(略)
企業との間の人事交流の運用について（平成26年5月29日人企一60）	官民人事交流法第19条関係第2項の任期の更新に係る事項を記載した書類	人事交流の終了した日	3年
	官民人事交流法第		

備考 (略)

備考 (略)

以 上